

子ども・子育て支援新制度に係る施設・事業の認可基準等について

- 平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行に向け、施設・事業の認可基準等について、本市の条例（基準条例）で定める必要があります。
- 4月30日に施設・事業の認可基準等に関する府省令が公布されたことから、本市の基準案の最終取りまとめに向けて、幼児教育・保育部会に意見を求めるものです。

<スケジュール（予定）>

平成26年2～5月 幼児教育・保育部会で意見聴取（計5回）
 　　6月16日 第6回幼児教育・保育部会で意見聴取・最終とりまとめ【本日】
 　　6月下旬～7月中旬 基準案に関するパブリックコメント実施
 　　9月上旬 基準条例案を市会に提案
 平成27年4月 1日 基準条例施行

1 条例制定の対象となる施設・事業の認可基準等

		現行制度	新制度	本市基準条例
施設型	幼稚園	幼稚園設置基準…①	同左	—
	保育所	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準…②	同左	改正の要否の検討
	認定こども園	幼稚園の認可：①と同じ 保育所の認可：②と同じ 認定こども園の認定：認定こども園法に基づく施設の設備及び運営に関する基準…③	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準	新規制定
	幼稚園型	①, ③と同じ	同左	—
	保育所型	②, ③と同じ		
	地方裁量型	③と同じ		

地域型	小規模保育事業	—	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	新規制定
	家庭的保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	事業所内保育事業			
確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準		—	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	新規制定

※ ①は文部科学省令で、③は都道府県条例で規定されるものであり、本市が基準条例を定める必要はない。

2 府省令で規定されている主な事項

○幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）

- ①学級の編成の基準、②職員の数等、③園舎及び園庭、④園舎に備えるべき設備、⑤園具及び教具、⑥教育及び保育を行う期間及び時間、⑦子育て支援事業の内容、⑧掲示、⑨既存施設からの移行特例

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

総則	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業	事業者内保育事業
①連携施設、②非常災害対策、③職員の一般要件等、④職員の知識及び技能の向上、⑤他の社会福祉施設等と併設する時の設備及び職員の基準、⑥平等原則、⑦虐待防止、⑧懲戒権限乱用の禁止、⑨衛生管理、⑩食事、⑪利用乳幼児及び職員の健康診断、⑫内部の規程、⑬帳簿、⑭秘密保持等、⑮苦情対応	①設備、②職員、③保育時間、④保育内容、⑤保護者との連携	(1)通則 事業の区分 (2)A型 ①設備、②職員 (3)B型 職員 (4)C型 ①設備、②職員、③利用定員	①事業内容、②設備及び備品、③職員、④連携施設	(1)利用定員 (2)保育所型事業所内保育事業 ①設備、②職員 (3)小規模型事業所内保育事業 職員

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
<p>(1) 利用定員に関する基準 (2) 運営に関する基準 ①内容及び手続の説明及び同意, ②提供拒否の禁止等, ③あっせん, 調整及び要請に対する協力, ④受給資格等の確認, ⑤支給認定の申請に係る援助, ⑥心身の状況等の把握, ⑦小学校等との連携, ⑧提供内容等の記録, ⑨利用者負担額等の受領, ⑩施設型給付費の支給通知, ⑪特定教育・保育の取扱方針, ⑫特定教育・保育に関する評価等, ⑬相談及び援助, ⑭緊急時等の対応, ⑮市町村への通知, ⑯運営規程, ⑰勤務体制の確保, ⑱定員の遵守, ⑲掲示, ⑳平等原則, 虐待禁止, 懲戒権限の乱用禁止, ㉑秘密保持, ㉒情報提供, ㉓利益供与等の禁止, ㉔苦情解決, ㉕地域との連携, ㉖事故発生の防止及び発生時の対応, ㉗会計の区分, ㉘記録の整備</p>	<p>(1) 利用定員に関する基準 (2) 運営に関する基準 ①内容及び手続の説明及び同意, ②提供拒否の禁止等, ③あっせん, 調整及び要請に対する協力, ④心身の状況等の把握, ⑤特定教育・保育施設等との連携, ⑥利用者負担額等の受領, ⑦特定地域型保育の取扱方針, ⑧特定地域型保育に関する評価等, ⑨運営規程, ⑩勤務体制の確保, ⑪定員の遵守, ⑫記録の整備</p>

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正内容

①子ども・子育て関連三法施行に伴う規定整備, ②設備基準（4階以上に保育室等を設置する場合の避難階段等の規定）の見直し

<参考>国基準の類型

国基準（府省令）については、地方自治体を拘束する度合いに応じて次の3つの類型に分類されている。地方自治体はこの分類に従い、地域の実情に応じて基準条例を定めることになる。

(1) 従うべき基準

国基準に拘束される程度が強い基準で、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は認められるが、国基準を下回る内容を定めることはできない。

(2) 標準

国基準に拘束される程度が中程度の基準で、条例は、法令の「標準」の範囲内で定めることを原則とするが、合理的な理由がある場合は、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができる。

(3) 参照すべき基準

国基準に拘束される程度が弱い基準で、地方自治体が十分に参酌（参考に）したうえで、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができる。

3 本市基準の基本的な考え方

- (1) 国基準を下回る基準は定めない。
- (2) 現行制度で国基準を上回る本市基準を定めている事項については、新制度でも定める。
本市基準を定めていない事項についても、これまでの本市における施設運営の実態等を踏まえ、個別に検討する。
- (3) 現行制度からの移行に当たって、運営に支障が生じないよう特例を設ける等の配慮を行う。

4 本市の独自基準を定める事項（案）

原則として国基準どおりとするが、次の(1)～(7)については本市の独自基準を定める。

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

職員（従うべき基準）

【基準の内容】

国基準		本市基準（案）		
保育教諭等配置基準		保育教諭等配置基準		
区分	配置基準	区分	配置基準	
0歳	3：1	0歳	—	3：1
1歳	6：1	1歳	—	5：1
2歳	6：1	2歳	—	6：1
3歳	20：1	3歳	20：1	15：1
4歳	30：1	4歳	30：1	20：1
5歳	30：1	5歳	30：1	25：1

* 1学級35人以下（各学級に専任の保育教諭等を1人配置）

* 1学級35人以下（各学級に専任の保育教諭等を1人配置）

<参考>現行制度の幼保連携型認定こども園に適用されている基準

	幼稚園 認可基準 (国基準)	保育所 認可基準 (本市基準)	認定こども園の認定基準 (府基準)	
			短時間 (4時間)	長時間 (8時間)
0歳	—	3 : 1	—	3 : 1
1歳	—	5 : 1	—	6 : 1
2歳	—	6 : 1	—	6 : 1
3歳	1学級35人以下	15 : 1	35 : 1	20 : 1
4歳	(各学級に専任の教諭等を1人配置)	20 : 1	35 : 1	30 : 1
5歳		25 : 1	35 : 1	30 : 1

【独自基準を定める理由】

現行制度の幼保連携型認定こども園に適用されている保育所の保育士配置基準について、本市では、国基準よりも高い基準を定めていることから、新制度の幼保連携型認定こども園の保育教諭等の配置基準についても、保育が必要な児童（2・3号認定）数に対する配置数を本市の保育士配置基準と同じ配置数に引き上げる。

なお、1号認定子どもの人数に対する配置数は、現行制度で国基準が適用されていることから、国基準どおりとする。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

① 小規模保育事業

ア 職員（従うべき基準）

【基準の内容】

国基準			本市基準（案）
A型	B型	C型	
<A型> すべて保育士	<B型> 2分の1以上が保育士 * 保育士でない保育従事者は、保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了	<C型> 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） * 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士	<A型> すべて保育士 <B型> 3分の2以上が保育士→国基準どおり * 保育士でない保育従事者の要件は、国基準どおり

	した者（省令施行後5年間は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみなす経過措置あり。）	又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	<C型> 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） <u>家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</u>
--	--	------------------------------	---

【独自基準を定める理由】

C型：本市で現在実施している昼間里親等のグループ型小規模保育事業において、家庭的保育者は、本市が実施する研修又は本市がこれと同等と認める研修を修了した保育士としている。そのため、グループ型小規模保育事業の後継事業であるC型においても、現行制度と同様に家庭的保育者に保育士資格を求めるここととする。

~~B型：B型については、A型とC型の中間の類型とされていることから、保育士比率を3分の2以上とする。~~

イ 設備（参酌すべき基準）

【基準の内容】

国基準			本市基準（案）
A型	B型	C型	
保育室等を2階以上に設置する場合は以下の要件を満たすこと。			<A型・B型> 国基準どおりとする。 <C型> 国基準どおりとする。 <u>ただし、現行制度において家庭的保育事業を実施する事業所（昼間里親等）については、基準条例施行後5年間、保育室等を2階以上に設置する場合の耐火構造及び避難階段等の設置に関する規定を適用しない経過措置を設ける。</u> <u>なお、経過措置期間の児童の安全対策として、火災通報装置（消防機関に通報する火災報知設備）の設置を義務付ける。</u>

【独自基準を定める理由】

現行のグループ型小規模保育事業の国庫補助基準には、保育室等を2階以上に設置する場合の要件はないが、今回公布された省令では、これらの要件が小規模保育事業の設備の基準に設けられている。そのため、現行制度において家庭的保育事業を実施する事業所（昼間里親等）については、基準条例施行後5年間、保育室等を2階以上に設置する場合の耐火構造及び避難階段等の設置に関する規定を適用しない経過措置を設ける。

なお、経過措置期間の児童の安全対策として、火災通報装置（消防機関に通報する火災報知設備）の設置を義務付ける。

② 家庭的保育事業

ア 職員（従うべき基準）

【基準の内容】

国基準	本市基準（案）
家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ＊ 家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者（+家庭的保育補助者） <u>家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</u>

【独自基準を定める理由】

本市では、現行制度において、家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士としていることから、新制度の家庭的保育事業の家庭的保育者にも保育士資格を求める。

イ 設備（参酌すべき基準）

【基準の内容】

国基準	本市基準（案）
保育室等を2階以上に設置する場合の施設・設備に関する規定なし。	<u>保育室等を2階以上に設置する場合の耐火構造並びに避難階段等及び転落事故防止設備の設置について、小規模保育事業と同様の基準を設ける。</u> <u>※ 現行制度において家庭的保育事業を実施する事業所（昼間里親等）については、小規模保育事業C型と同様の経過措置を設ける。</u>

【独自基準を定める理由】

国基準では、家庭的保育事業には保育室等を2階以上に設置する場合の耐火構造並びに避難階段等及び転落事故防止設備の設置に関する基準が設けられていない。そのため、児童の安全確保の観点から、保育室等を2階以上に設置する場合の耐火構造並びに避難階段等及び転落事故防止設備の設置について、小規模保育事業と同様の基準を設ける。

(4) 居宅訪問型保育事業

職員資格要件（従うべき基準）

【基準の内容】

国基準	本市基準（案）
必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	必要な研修を修了した <u>保育士</u>

【独自基準を定める理由】

本市では、現行制度において、家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士としていることから、新制度の居宅訪問型保育事業の家庭的保育者にも保育士資格を求める。

(5) 事業所内保育事業

ア 職員資格要件（従うべき基準）

【基準の内容】

国基準	本市基準（案）
<保育所型事業所内保育事業（定員20名以上）> 認可保育所と同様	<保育所型事業所内保育事業（定員20名以上）> 国基準どおり
<小規模型事業所内保育事業（定員19名以下）> 小規模保育事業B型と同様	<小規模型事業所内保育事業（定員19名以下）> <u>本市の小規模保育事業B型の基準と同様→国基準どおり</u>

【独自基準を定める理由】

国基準では、定員19名以下は小規模保育事業B型と同様の資格要件となっている。本市では、小規模保育事業B型の職員資格要件を上乗せしていることから、小規模型事業所内保育事業も同様の上乗せを行う。

イ 設備の基準（調理設備：従うべき基準、その他：参酌すべき基準）

【基準の内容】

国基準	本市基準（案）
<保育所型事業所内保育事業（定員20名以上）> 保育所と同様	<保育所型事業所内保育事業（定員20名以上）> <u>2歳未満児ではふくするものに係る乳児室又はふく室の面積は、3. 3m²/人以上必要であることを明確化する。</u>
<小規模型事業所内保育事業（定員19名以下）> 小規模保育事業B型と同様	<小規模型事業所内保育事業（定員19名以下）> 国基準どおり

【本市基準において明確化する理由】

国基準（対応方針案）では乳児室（1. 65 m²/人）だけを設ければ足りると誤って解釈されるおそれがあることから、基準上、2歳未満児ではふくするものに係る乳児室又はふく室の面積は3. 3 m²/人以上必要であることを明確化する。

※ 本市の保育所の施設・設備に関する基準でも同様の規定を置いている。

(6) 確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準

ア 非常災害対策及び衛生管理等

【基準の内容】

項目	国基準	本市基準（案）
非常災害対策	—	<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）に以下の事項を義務付ける。</u> ・ <u>非常災害に関する具体的計画を整備すること。</u> ・ <u>定期的に訓練を実施すること（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じ、避難及び消火の訓練は月1回以上とする。）。</u>
衛生管理等	—	<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に以下の事項を義務付ける。</u> <u><居宅訪問型保育事業以外></u> ・ <u>児童の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。</u> ・ <u>感染症及び食中毒が発生又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めること。</u>

		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な医薬品等を備え、適正に管理すること。 <p><u><居宅訪問型保育事業></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。 ・設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。
--	--	--

【独自基準を定める理由】

施設・事業の種別にかかわらず、全ての施設・事業において、保育の質及び児童の安全が確保されるよう、保育所、家庭的保育事業等と同様の規定を設ける。

イ 居宅訪問型保育事業を行う特定地域型保育事業者の運営基準

【基準の内容】

項目	国基準	本市基準（案）
身分を証する書類の携行	—	居宅訪問型保育事業者に対して、家庭的保育者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び支給認定子どもの保護者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導することを義務付ける。
同居家族等への居宅訪問型保育の提供の禁止	—	居宅訪問型保育事業者に対して、同居の家族並びに児童の直系血族及び兄弟姉妹による居宅訪問型保育の提供について制限を設ける。

【独自基準を定める理由】

児童の安全確保及び給付の適正化の観点から、身分を証する書類の携行及び同居家族等への居宅訪問型保育の提供の禁止に関する規定を設ける。

(7) 全ての基準で定める事項

【基準の内容】

項目	国基準	本市基準（案）
人権擁護・虐待防止	-	<p>次の努力義務規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者の設置その他必要な体制の整備 ・職員に対する研修の実施その他の必要な措置の実施
暴力団排除	-	次の規定を設ける。

		<ul style="list-style-type: none">・施設長等からの暴力団員の排除・運営に係る暴力団員等の支配の排除
--	--	---

【独自基準を定める理由】

人権擁護・虐待防止、暴力団排除の取組推進のため、本市の他の社会福祉施設の基準と同様に規定を設ける。